

徳島工業短期大学研究費等の取扱いに関する規程

平成22年9月25日理事会制定

一部変更平成26年5月28日

一部変更平成27年10月24日

一部変更平成28年3月25日

(目的)

第1条 この規程は、徳島工業短期大学（以下「本学」という。）における学外からの研究費等（以下「研究費等」という。）の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 研究費等の運営及び管理については、法令または他の関係規程等に基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「研究費等」とは、次のものをいう。

(1) 科学研究費補助金等、各省各庁から配分される競争的資金（各省各庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。）

(2) 受託研究費

(3) その他、本学の責任において管理すべき研究費

2 (削除)

3 第1項に規定する「研究費等」は、次の経費からなるものとする。

(1) 当該研究費等により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、本学または研究者が使用する経費（「直接経費」という。）

(2) 当該研究費による研究の実施に伴う本学の管理等に必要経費として、本学が使用する経費（「間接経費」という。）

4 間接経費の使途については、研究者の意見を参考に部局間で調整する。

(誓約書)

第3条の2 本学において前条第1項第1号に掲げる資金を申請する全ての研究者等は、公的研究費を獲得し、その交付に係る契約を締結するときおよび交付申請を行うときは、交付された公的研究費を適正に使用することを誓約した書面（様式1）を提出しなければならない。

(責任と権限)

第4条 本学の研究費等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。

4 コンプライアンス推進責任者は、研究費等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、研究・地域連携各課の長をもって充てる。

5 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施)

第5条 統括管理責任者は、研究費等を適切に運営及び管理し、不正を発生させる要因を把握するた

めに、毎事業年度に不正防止計画を策定し実施しなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施に係る報告等)

第6条 統括管理責任者は、不正防止計画の策定が完了したときは、最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正防止計画の実施について、統括管理責任者に対して不正発生要因の除去等の改善を命ずるものとする。
- 3 統括管理責任者は、不正防止計画の実施が完了したときは、最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた最高管理責任者は、報告内容が不相当であると認められる場合には、統括管理責任者に対し改善を命ずるものとする。

(組織体制)

第7条 本学の研究費等を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する部署として不正防止計画推進室を設置する。

- 2 不正防止計画推進室に室長を置き、事務局長をもって充てる。
- 3 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 室長
 - (2) 研究・地域連携課長、庶務課長
 - (3) その他、室長が指名する者 若干名
- 4 不正防止計画推進室は、不正防止計画の推進に当たり、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 研究費等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
 - (2) 関係課等と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
 - (3) 行動規範の策定等に関すること。
 - (4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。
- 5 不正防止計画推進室の事務は、関係課等の協力を得て、庶務課において処理する。
- 6 その他、不正防止計画推進室について必要な事項は別途定める。

(研究費等に係る相談窓口)

第8条 本学における研究費等に係る使用ルール・事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を設置する。

- 2 相談窓口は、庶務課内に設置する。
- 3 相談窓口は、本学における研究費等に係る使用ルール・事務処理手続きに関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(不正使用に関する通報)

第9条 何人も、研究費等の不正使用（法令、その他本学または資金配分主体が定めた規程等に反する研究費等の使用をいう。以下同じ。）の疑いを発見したときは、氏名を明らかにすることを原則として、電話・電子メール・FAX・書面・面会により、不正使用が疑われる教職員の不正使用の態様等を通報するものとする。

- 2 前項に定める通報を受け付ける窓口は庶務課とする。
- 3 本学は、告発等（報道や会計検査院等外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し監査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。
- 4 前項において調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正

の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査)を実施する。

- 5 調査委員会には、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含むものとする。
- 6 第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 7 本学は、被告発者等の対象となっている者に対し、必要に応じて、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
- 8 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
- 9 本学は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- 10 本学は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に報告する。
- 11 本学は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 12 本学は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 13 本学は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

（業者への対応及び処分方針）

第9条の2 本学は、研究費等の使用にあたって、有形固定資産を購入しようとする場合は、見積りに際し、業者に対し誓約書（様式2）を求めるものとする。

- 2 不正な取引に関与した業者に対しては、その後1年間取引停止とする。
- 3 不正な取引を防止するため、前項については、見積りを取る時期に文書にて周知する。

（雑用）

第10条 この規程に定めるもののほか、研究費等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成22年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月28日から施行する。（第3条第4項の追加）

附 則

この規程は、平成27年10月24日から施行する。ただし、平成27年4月1日に遡及して適用する。（第3条の2誓約書、第4条コンプライアンス推進責任者、第9条第3項準用）

附 則

この規程は、平成28年3月25日から施行する。ただし、平成27年4月1日に遡及して適用する。（第9条不正使用に関する通報、第9条の2業者への対応及び処分方針）

誓約書

徳島工業短期大学学長様

私は、下記研究課題に係る研究費の交付申請または採択にあたり、以下の誓約事項を守ることを誓約いたします。なお、本誓約に違反した場合には、学校法人徳島城南学園就業規則懲戒規定により、あるいは研究費交付元機関等から処分を受けること、および法的な責任を負うことを承知しております。

【研究課題】

(区 分) 研究代表者 研究分担者等

(研究費名) 科学研究費助成事業

課題番号:

研究種目:

その他の研究費

(

)

(研究課題名)

【誓約事項】

- 「研究機関における公的研究資金の管理・監査のガイドライン」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に述べられた精神に則り、「研究費等の取扱いに関する規程」および当該研究費の使用に関する諸規則等を遵守して、交付された研究費を適正に使用すること。
- 不正行為を行わない、もしくは不正行為に関与しないこと。

日付: 20 年 月 日

職名:

氏名:

(自 署)

(注意)日付は記入日を記入ください。

研究費交付元機関より、誓約書それに類する確認書等の提出が義務付けられている場合も併せて提出ください。

理事長	学 長	研究・地域連携課長	事務局長	会計課長	会計担当

受付印

平成 年 月 日

納入業者各位

徳島工業短期大学

学長

公的研究費(科学研究費助成事業等)に関するお知らせ

本学では、公的研究費(科学研究費助成事業等)の財源を使用し、購入する場合、下記のとおり2種類の発注方法があります。なお、教員が直接発注できる権限は、1個または1組の金額が税込20万円未満となっていますので、ご対応よろしくお願い致します。

研究者発注・・・1個または1組の金額が税込20万円未満。

事務方発注・・・1個または1組の金額が税込20万円以上。

本学では、不正又は不適切な行為を行なった業者に対し、取引停止の措置を行ないますのでお知らせします。

なお、1個または1組の金額が税込20万円以上の発注を行う場合には、不正に加担しない旨の別紙様式2「誓約書」を提出していただきますので、ご対応方よろしくお願い致します。

詳細につきましては、本学のホームページ「研究費管理体制」をご参照ください。<http://www.tokuco.ac.jp/daigaku/book.php>

徳島工業短期大学

学長 様

誓 約 書

弊社（又は私）は、貴学のご依頼の趣旨を十分に理解し、貴学の規則等を遵守し、貴学所属の研究者が獲得された公的研究費（科学研究費補助金等）による物品等の購入依頼に際しては、会計上、公正且つ適切な処理を行い、又、発注依頼書等に基づく納品・検収業務についてもご協力することを約束いたします。

又、貴学が研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力し、貴学研究者等から不正な要求があった場合は、貴学の通報窓口へ連絡致します。

万一、弊社（又は私）に不正が認められた際は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

年 月 日

住 所 :

T E L :

会 社 名 :

代表者又は

事業主名 :

_____ 印